

5 留意事項
(略)

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的
(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3(2)①ウのうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3(1)の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設
(略)

(3) 事業の実施主体
(略)

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）
(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3(1)③のうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

(3) 事業の実施主体
市町村

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）
市町村以外の者であつて、継続的に保育を実施できる者

3 補助基準額・補助率

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円

※20人未満分園を含む。

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

ウ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設
1施設当たり 1,500万円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種目	対象経費
3(1)①ア及び 3(2)①ア 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3(1)①イ及び 3(2)①イ 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
3(2)①ウ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

別添3～別添5 (略)

(1) 補助基準額

① 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

② 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

③ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設
1施設当たり 1,500万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種目	対象経費
3(1)① 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3(1)② 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
3(1)③ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

別添3～別添5 (略)

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3 (1)の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む。)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備(人工芝、砂の入れ替え)
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入(パソコン、プリンター等)

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業(保育ママ)を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む。)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備(人工芝、砂の入れ替え)
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入(パソコン、プリンター等)

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新

規契約のものに限る。

また、下記3(1)の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ (略)

(2) 事業の実施主体

(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員(家庭的保育事業を含む)について純増する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して家庭的保

規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業
市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業
市町村

③ 家庭的保育者研修事業
都道府県、市町村

3 補助基準額・補助率

育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2) (1)以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

② 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 家庭的保育者研修事業

① 補助基準額

家庭的保育者1人当たり 133千円

② 補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

(1) 補助基準額

① 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

② 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者1人当たり 133千円

(2) 補助率

① 家庭的保育改修事業

国1/2、市町村1/2

② 家庭的保育賃借料補助事業

国1/2、市町村1/2

③ 家庭的保育者研修事業

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費
(略)

別添7～別添22 (略)

4 対象経費

- (1) 家庭的保育改修事業
家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
- (2) 家庭的保育賃借料補助事業
家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料
- (3) 家庭的保育者研修事業
家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

別添7～別添22 (略)

改正後

現行

※対比しやすくするため一部順番を変更している。

(別表)補助基準額表

(別表)補助基準額表

(通則) (略)

(通則) (略)

1. 保育サービス等の充実

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

< 本体工事 >

単位: 千円

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	3,000				3,300			

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の3(2)に該当する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用し定員30名までの小規模な保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事> (略)

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

削除

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)※	都道府県知事が認めた額。ただし、20,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。

※別添2の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用し、賃貸物件による保育所(分園)整備事業を行う場合である。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事> (略)

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
スペース確保費	3,000	3,300
改修費	13,000	14,300
設計料加算	総事業費の5%	
保育所開設準備費 加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算	

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。

○子育て支援のための拠点施設整備事業 (略)

○放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

(2)広域的保育所利用事業 (略)

(3)家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

ア 別添6の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペースを活用して行う場合 単位:千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	20,000
保育所以外で行う場合	2,200

イ ア以外の場合 単位:千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	20,000
保育所以外で行う場合	2,000

○家庭的保育賃借料補助事業

ア 別添6の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペースを活用して行う場合 単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)
賃借料補助事業	55

イ ア以外の場合 単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)
賃借料補助事業	50

○家庭的保育者研修事業 (略)

○子育て支援のための拠点施設整備事業 (略)

○放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

(2)広域的保育所利用事業 (略)

(3)家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

単位:千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	20,000
保育所以外で行う場合	2,000

○家庭的保育賃借料補助事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)
賃借料補助事業	50

○家庭的保育者研修事業 (略)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等 (略)

(5) 認定こども園整備等事業 (略)

(6) 認定こども園等の環境整備等事業 (略)

2. すべての子ども・家庭への支援 (略)

3. ひとり親家庭等への支援の拡充 (略)

4. 社会的養護の拡充 (略)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等 (略)

(5) 認定こども園整備等事業 (略)

(6) 認定こども園等の環境整備等事業 (略)

2. すべての子ども・家庭への支援 (略)

3. ひとり親家庭等への支援の拡充 (略)

4. 社会的養護の拡充 (略)

改 正 後

現 行

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心子ども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1～4 (略)

5 事業実施状況

[保育サービス等の充実]

(1) 保育所等整備事業

- ① 保育所等緊急整備事業
- ア 保育所緊急整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模 修繕等	合計
保育所数<か所>						
うち分園数						
うち認定こども園数						
うち地域の余裕スペース 数						
増員数(B-A)<人>						
うち地域の余裕スペース 数						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「保育所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心子ども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1～4 (略)

5 事業実施状況

[保育サービス等の充実]

(1) 保育所等整備事業

- ① 保育所等緊急整備事業
- ア 保育所緊急整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模 修繕等	合計
保育所数<か所>						
うち分園数						
うち認定こども園数						
増員数(B-A)<人>						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「保育所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「うち地域の余裕スペース数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、地域の余裕スペースを活用した保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

増員数の「うち地域の余裕スペース数」には、内数として地域の余裕スペースを活用した場合の定員数の合計の差を記入すること。

イ 賃貸物件による保育所整備事業

区 分	実施か所数	定 員 数	助 成 額
賃借料補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
改修費等補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
うち地域の余裕スペース	か所	人	千円
保育所開設準備費	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設	か所	人	千円

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国2/3又は国1/2部分のみ)を記入すること。

ウ (略)

②～③ (略)

(2) (略)

イ 賃貸物件による保育所整備事業

区 分	実施か所数	定 員 数	助 成 額
賃借料補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
20人未満分	か所	人	千円
改修費等補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
20人未満分	か所	人	千円
保育所開設準備費	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設	か所	人	千円
認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設	か所	人	千円

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

ウ (略)

②～③ (略)

(2) (略)

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

実施場所	実施か所数	備 考
地域の余裕スペース	か所	
自宅	か所	
保育所	か所	
地域の余裕スペース・自宅・保育所 以外	か所	

(注)「地域の余裕スペース・自宅・保育所以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。
(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

地域の余裕スペースの家庭的保育者	人
上記以外の家庭的保育者	人

③ (略)

(4) ~ (6) (略)

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1) ~ (6) (略)

[社会的養護の拡充]

(1) ~ (3) (略)

[その他事業 (都道府県事務)]

(1) (略)

6 添付資料 (略)

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

実施場所	実施か所数	備 考
自宅	か所	
自宅以外	か所	
保育所	か所	

(注)「自宅以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。
(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者	人
--------	---

③ (略)

(4) ~ (6) (略)

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1) ~ (6) (略)

[社会的養護の拡充]

(1) ~ (3) (略)

[その他事業 (都道府県事務)]

(1) (略)

6 添付資料 (略)